

平成24年1月18日

工事関係各位
工事受注者の皆様へ

工事成績が不良であった受注者への措置について（お知らせ）

岡崎市発注の公共工事において一般競争入札の参加範囲を拡大し、競争性の確保を図っているところでありますが、さらなる公共工事の品質向上に向けた新たな措置についてお知らせします。

この措置は適格性を欠く建設業者の一般競争入札参加防止を図るため、工事成績が不良であった受注者に対し「工事成績評定に係る警告書」の通知を行い、再度工事成績評定が不良となった場合、一般競争入札への参加が制限（4箇月間）されます。

さらに、この入札参加制限措置の終了日の1年後の日までに再々度工事成績が不良となった場合は、入札参加停止措置（下請け不可、報道発表あり）となります。

なお、実施期日は平成24年4月1日以降に契約する工事より実施します。

問い合わせ先： 岡崎市 総務部 契約課 審査班 23-6720
土木建設部 技術管理課 工事検査班 23-6635

工事成績が不良であった受注者への措置【 事務フロー 】

H24.4.1以降に契約する工事より

成績不良【1回目】

工事完成届
受理後
14日以内

工事完成検査

検査結果
通知書

工事成績が不良（65点未満）のため
技術管理課より

工事成績評定に係る警告書

（ 手持ち市工事は重点点検対象工事 ）

警告書通知日の
1年後の日まで

成績不良【2回目】

工事完成届
受理後
14日以内

工事完成検査

検査結果
通知書

上記警告書通知日の1年後の日までに再度、工事成績が不良（65点未満）
であったため技術管理課より契約課へ

一般競争入札参加制限の依頼

契約課より

4箇月間一般競争入札参加制限 通知書

（ 下請け可能、報道発表なし ）

（ 手持ち市工事は重点点検対象工事 ）

成績不良【3回目】

工事完成届
受理後
14日以内

工事完成検査

検査結果
通知書

上記入札制限期間終了日の1年後の日までに再々度工事成績が不良（65点未満）
であったため技術管理課より契約課へ、入札参加停止の検討事務を依頼し
入札参加者審査委員会に諮る。

契約課より

4箇月間入札参加停止決定 通知書

（ 下請け不可、報道発表あり ）

（ 手持ち市工事は重点点検対象工事 ）

制限期間終了日の
1年後の日まで

成績不良【4回目】

工事完成届
受理後
14日以内

工事完成検査

検査結果
通知書

さらに入札参加停止期間の満了後1年を経過するまでの間に工事成績評定
が不良（65点未満）となった場合、再度入札参加者審査委員会に諮る。

契約課より

8箇月間入札参加停止決定 通知書

（ 下請け不可、報道発表あり ）

（ 手持ち市工事は重点点検対象工事 ）

制限期間満了日の
1年後の日まで